

実施計画書の添付資料①～⑩

① 設備のシステム図、配置図

設備のシステム図は、機械設備分野に精通している人以外でも分かるように、マテリアルフロー含め、作成してください。

② 事業実施による効果について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料等の数値の算定に当たって用いた根拠や、係数、実績値等を引用した場合の出典を明記し、添付してください。

③ (廃棄物処理施設を導入する場合は、) 廃棄物処理施設設置に係る許可取得状況

許可を取得されている場合は、許可証の複写を添付してください。

許可の取得が必要であるが、取得されていない場合は、当該自治体における関連手続きの流れを示した資料を添付し、許可取得に係るこれまでの取組と今後必要となる手続、許可取得時期を記載してください。特に、許可取得時期は地元自治体に十分確認してから記入してください。

許可の取得が必要でない場合は、その旨を記載していただくとともに、これまでの当該自治体との事前協議の状況、廃棄物処理施設設置に係る許可が不要と判断された経緯について説明した資料を作成し、添付してください。

④ 地元調整状況

例えば、これまでの廃棄物処理施設設置に係る地元調整状況の経緯等を記載した資料（フロー図など）、住民説明会の議事要旨などの参考資料、地元町内会や自治体等と締結した環境保全協定や同意書など、周辺住民の理解を求めていく管理運営体制が整備されていることを証する書面（以下、「環境保全協定書等」と記載します。）の複写を添付してください。

環境保全協定書等、地元調整が完了していることを証する書面が提出できない場合には、当該自治体より、事業開始前に住民や地元事業者への説明会の開催、地元町内会や自治体から環境保全協定書等の締結などを求められているか否かを示してください。自治体から手順等が示されている場合には、関連手続に係る全体の流れを示した資料を添付していただくとともに、これまでの取組と今後必要となる手続、環境保全協定等を締結する時期を記載した書面を添付してください。示されていない場合には、廃棄物処理施設設置に係る地元調整手続に係る全体の流れを示した資料を添付していただくとともに、これまでの取組と今後必要となる手続、環境保全協定等を締結する時期を記載した書面を添付してください。なお、応募申請の採否は原則として環境保全協定書等の複写を財団へ提出いただいた後に行われます。

また、地元の居住者がいない場合は、その旨を記載してください。その際に、当該自治体との調整状況、周辺事業者等への説明会の開催状況などを示し、説明会の議事要旨などの参考資料を添付するとともに、環境保全協定書等を締結している場合には、その書面の写しを添付してください。

⑤ 事業収支計画、資金調達計画及び資金回収見通しに係る資料（リースの場合は、貸渡先事業者のものを含む。）

例えば、キャッシュフロー計算書を添付し、その計算における前提条件を記載してください。

資金調達計画については、様式3の経費内訳（p 30）に記載した総事業費について、資金調達計画を具体的に記載してください。（例えば、次頁に示す通り。）また、補助金の支払いは原則として精算払いとなりますので、資金調達計画に補助金額は含めずに無理のない資金調達計画を立ててください。なお、金融機関からの融資が確定、あるいは協議中である場合には、それを証明する書面があれば、その写しを添付してください。

⑥ 会社概要（共同事業者がある場合はそれを含む。）

例えば、商号、所在地、設立年月日、代表者、資本金、従業員数、沿革、業務内容を記載してください。
このような情報が分かるパンフレットを添付いただいても構いません。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可証の写し（リースの場合は、共同事業者（貸渡先事業者）の許可書の写し）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条に規定する者は、そのことが分かる書類を添付してください。

⑦ 本事業の実施体制

施設の稼働時の実施体制ではなく、本事業（＝施設の設定設置）に係る実施体制を記載してください。

⑧ 登記事項証明書（共同事業者がある場合はそれを含む。）

⑨ 最近3営業期間の事業実績、決算書（実績がない場合は、将来の事業経営を説明した資料）（リースの場合は、貸渡先事業者のものを含む。）

例えば、貸借対照表及び損益計算書を添付してください。このとき、直近3営業期間の平均で利益が計上されている又は自己資本比率が1割以上であることを確認してください。（少なくとも、債務超過の状態でないことが原則です。）対象となる営業期間内において、やむを得ない事由により黒字でない決算が発生している場合は、赤字計上の要因、事業改善方針とそのスケジュール、実施体制などを記載した経営改善計画書（様式任意）により説明していただくとともに、補完的に中小企業診断士、公認会計士からの診断書等を提出してください。

また、最近設立した法人である場合には、創業後の事業実績、決算書を全て提出していただくとともに、将来の事業経営を説明した資料を添付してください。例えば、現時点の貸借対照表及び設立日から現時点までの損益計算書、現時点の財産目録、事業実施に係る用地売買契約書または用地賃貸契約書の写し、将来における法人全体の損益計算書及び事業実施計画、それを遂行するための資金調達計画などを添付してください。

⑩ 定款（共同事業者がある場合はそれを含む。）

申請者が個人企業の場合は事業実施者の印鑑証明書（原本）及び代表者の住民票の写し。（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）

⑪ 事業実施予定地の位置図／国土地理院発行地図（必要に応じ現地写真）

⑫ 対象事業の要件12)の誓約書（リースの場合は、貸渡先事業者のものを含む。）

産業廃棄物の処理に係る業の許可を有する場合は、事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に優良産廃処理業者の認定を受ける旨の誓約書

⑬ 事業実施スケジュール

補助対象設備の交付決定から製作、運搬、据付け、試運転調整、検収確認までの補助事業のスケジュールを記載してください。

⑭ 暴力団排除に関する誓約書（リースの場合は、貸渡先事業者のものを含む。）

⑮ 対象設備賃貸借契約書※（リースの場合に限る。）

共同事業者との対象設備賃貸借契約書の複写を添付してください。

⑯ リース料金（変更）算定根拠明細書※（リースの場合に限る。）

リース料から補助金相当額が減額されていることが証明できる書類を添付してください。

※応募申請時の⑮及び⑯については、案でも可とします。